

# 障がい者虐待の防止と権利擁護 ～質の高い支援の提供に向けて～

障がい者虐待防止・権利擁護研修  
(障害福祉サービス事業所等の管理者向け)



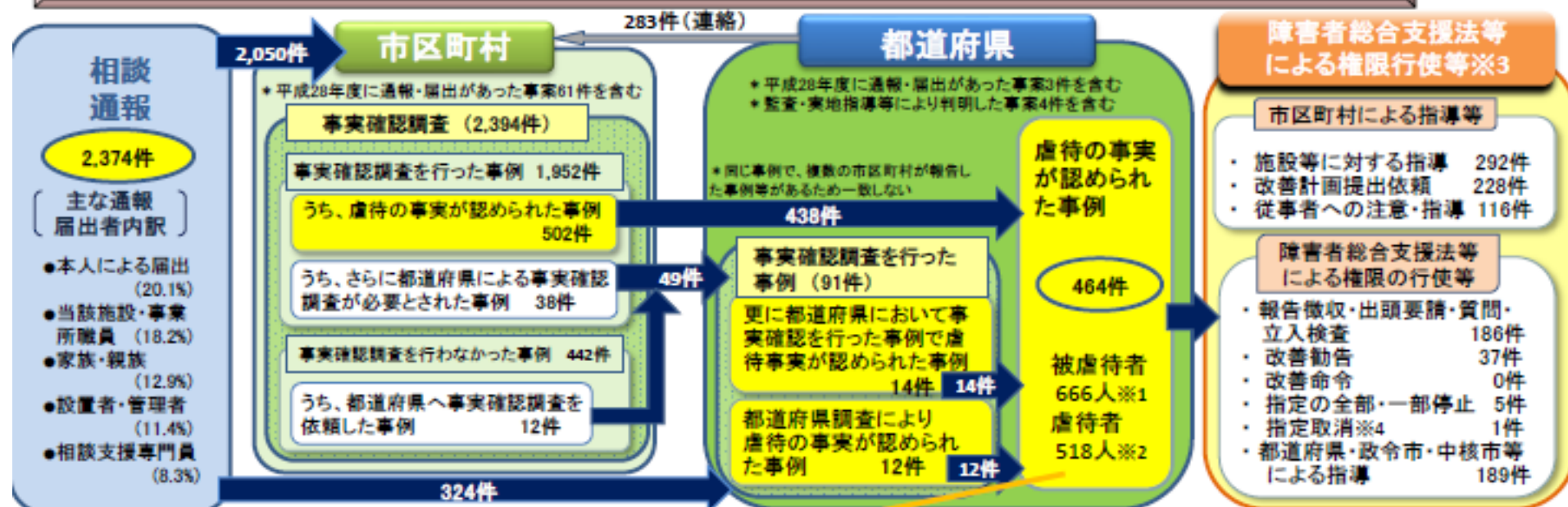
長野県健康福祉部障がい者支援課

# はじめに ～研修の目的～

---

- ①令和元年度厚生労働省主催研修の伝達。
- ②管理者として、障害者虐待防止法の理解を深め、職員へ正しく伝える。
- ③事例をとおして、日々の支援を振り返る。
- ④事業所の課題、その対策について考える。
- ⑤他の事業所の取り組みを知る。

# 平成29年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



**虐待者 (518人)**

- 性別 男性(72.6%)、女性(27.4%)
- 年齢 40～49歳(19.1%)、50～59歳(15.8%)、30～39歳(15.6%)
- 職種 生活支援員(44.2%)、管理者(9.7%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(5.4%)、世話人、設置者・経営者(4.4%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.5%
児童発達支援	2	0.4%
放課後等デイサービス	57	12.3%
合計	464	100.0%

**被害者 (666人)**

- 性別 男性(66.1%)、女性(33.9%)
- 年齢 30～39歳(18.8%)、20～29歳(18.5%)、～19歳(17.7%)、40～49歳(16.7%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%

- 障害支援区分のある者 (62.0%)
- 行動障害がある者 (29.3%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生意因(複数回答)

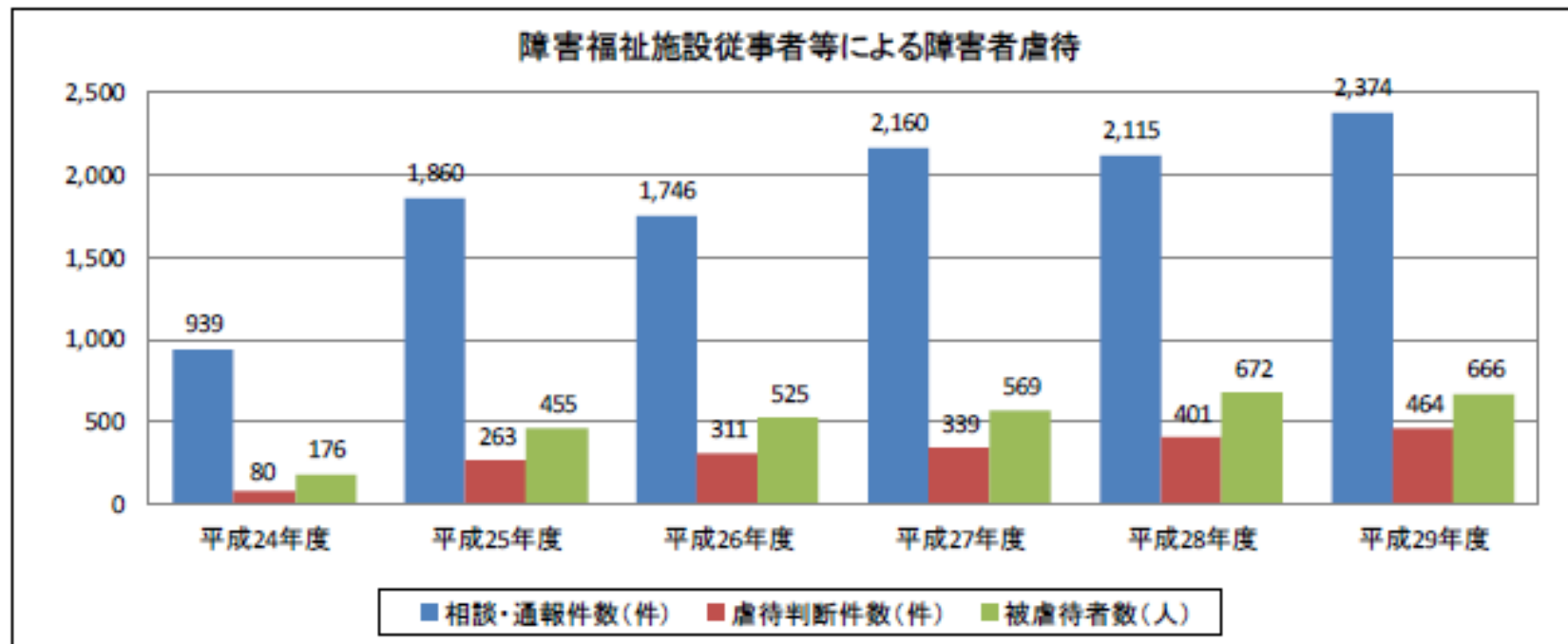
教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。  
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。  
 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。  
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

## 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成29年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,374件であり、平成28年度から12%増加(2,115件→2,374件)。
- ・平成29年度の認定件数(虐待判断件数)は464件であり、平成28年度から16%増加(401件→464件)。
- ・平成29年度の被虐待者数は666人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666

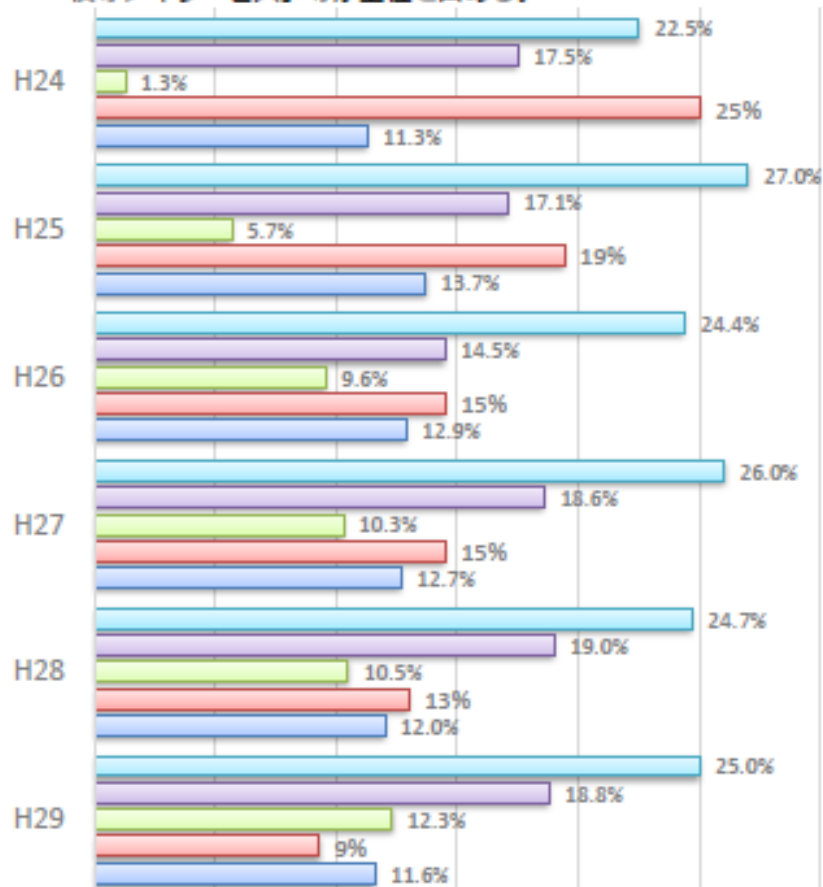


\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 障害者虐待対応状況調査

## <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (抜粋)

- ・ 被虐待者の割合は知的障害者が圧倒的に多い。
- ・ 行動障害のある者の割合は2.1%～2.9%割程度を占める。
- ・ 虐待の要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」が上位を占める。
- ・ 虐待が認められた事業所種別は「障害者支援施設」「グループホーム」「就労継続B型」「生活介護」「就労継続A型」「放課後等デイサービス」等が上位を占める。

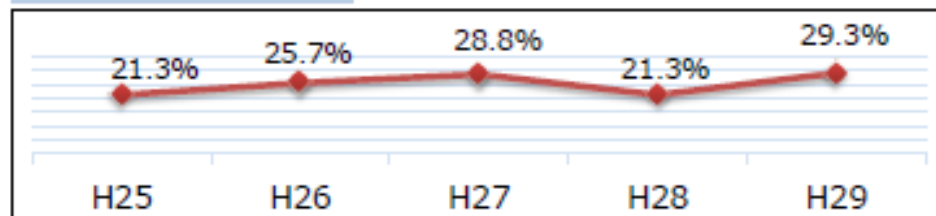


■障害者支援施設 ■グループホーム ■放課後等DS ■就労継続B型 ■生活介護

被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H24	19.7%	54.5%	39.3%	1.7%	0.6%
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)	H27	H28	H29
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%

# 県における虐待事案への対応状況等

## (平成29年度調査結果)

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数	79件 (72件)	61件 (54件)	44件 (33件)
虐待判断件数	36件 (21件)	17件 (6件)	14事業所 (14事業所) ※労働局の対応
被虐待者数	36人 (24人)	25人 (9人)	14人 (27人) ※労働局の対応

- 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- カッコ内については、平成28年度の調査結果(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)のもの。
- 使用者による虐待受付件数には、長野労働局から長野県庁への通知を含む。

# 県における3か年の推移

## (障害者福祉施設従事者による虐待の種類)

	平成27年度(件)	平成28年度(件)	平成29年度(件)
虐待が認められた件数	7	6	17
身体的虐待	2	3	10
性的虐待	2	2	3
心理的虐待	4	3	7
放棄・放置	0	1	1
経済的虐待	2	0	0

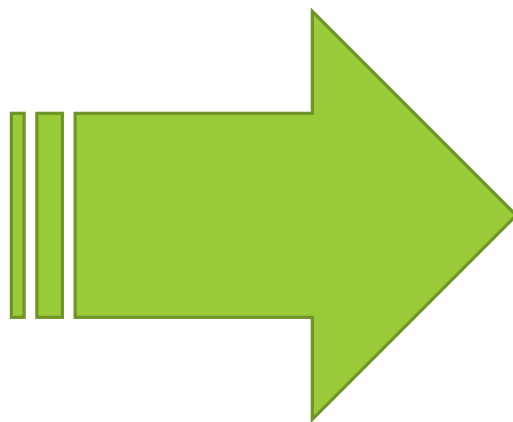
- 上記は、各年度の4月1日から3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- 1事例につき、複数の虐待類型が認められる場合もあるため、前スライドの件数とは一致しない。

# 権利擁護の歴史(概略)

## 医学モデル

- ・「自立」とは、他社の援助を得ずに、自分の力で生活できること。
- ・自立できないのは、障がい者個人が背負っている機能障がいによる原因がある。
- ・自立が困難な障がい者を、社会福祉施設等に保護すると共に、治療や訓練等によって社会適用力を養い、社会復帰を目指すことが重要である。

保護の対象



権利の主体

## 社会モデル

- ・「自立」とは、自分の意思で自分らしく生きること。
- ・「共生社会」においては、障がい者を抜きにして作られてきた古い社会の仕組み(社会的障壁)が生活のしづらさの原因になっている。
- ・障がいの有無にかかわらず、全て人間は自分らしく生きる権利を有している。



### 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 虐待の種類

区分	具体例
身体的虐待	平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる、身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)
性的虐待	性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、本人の前でわいせつな言葉を発する・会話する、わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる、病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない・制限する、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

# 虐待行為と刑法

虐待行為の種類	該当する刑法の例
①身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
②性的虐待	刑法176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、 <u>準強制性交等罪</u>
③心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

# 刑法の一部を改正する法律の概要

施行日時:平成29年7月13日

## ①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第117条、第178条2項、第181条等関係)

・強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め、その罪名を「強制性交等罪」とする。

※現行法は「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処分の対象としている。

## ②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条等関係)

・18歳未満の者に対し、その者を現に監護するものであることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交罪と同様に処罰する規定を設ける。

## ③強盗強姦罪の構成要件の見直し(新法第241条等関係)

・強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は、その先後を問わず、無期又は7年以上の懲役に処することとし、その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。

## ④強姦罪等の非親告罪化(現行法第180条)

・強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とするとともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

# 身体拘束等の適正化(平成30年度から)

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

## (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

# 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所  年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		<障害者総合支援法>		<介護保険法 >	<児童福祉法>				
		障害福祉 サービス事業所  (入所系、日中系、 訪問系、GH等含)	一般相談支 援 事業所又は 特定相談支 援事業所	高齢者 施設等  (入所系、通所系、 訪問系、居住系 等含)	障害児通所 支援事業所  (児童発達支援、 放課後等デイ等)	障害児入所 施設等(注1)			障害児相談 支援事業所
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※被虐待者支 援は、障害者 虐待防止法も 適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	/	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県 労働局)	障害者虐待 防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			/	【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省 令) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村 (注2))	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)			
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 (特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む) ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	/	/	/	/	/

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

# 皆さんへのお願い(責務として)

☆障がい者虐待を行わない(防止する)

☆障がい者虐待を発見したら通報する

☆障がい者虐待が起こってしまった場合には、

「隠さない」「嘘をつかない」誠実な対応をする

☆疑いがあれば、**必ず通報**をしてください。

事業所内、法人内の対応だけで終結しないようにしてください

# 通報は全ての人を救う

- ・利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根直樹氏



# 深刻な虐待事案に共通する事柄

---

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

# 通報者保護について

## 障害者虐待防止法第16条第4項

通報をした職員は、通報したことにより、不利益な取り扱いを受けない

➡ 通報があった時の受け止め方

虐待通報があった＝「疑わしい行為があった」ということは事実

「グレーゾーン＝不適切な支援」

➡ 改善の余地がある＝より良い事業所にするためのきっかけ

# 参考

---

- ・通報窓口：市町村障がい者虐待防止センター連絡先

長野県ホームページ＞健康・福祉＞障がい者福祉＞相談窓口＞長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター＞市町村障がい者虐待防止センター一覧

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/kenriyugo/index.html#renrakusaki>

- ・障がい者虐待が疑われる状況を発見した際の対応フロー図

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き（厚労省）

長野県ホームページ＞健康・福祉＞障がい者福祉＞相談窓口＞長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター＞障がい者虐待防止マニュアル

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sodan/kenriyugo/manual.html>